

◆二〇〇六年度総括

一、昨年度の歩みを顧みて 二〇〇七年五月：

毎月第二日曜日午後の「憲法を守る平和行進」は、言うまでもなく、私たちの運動の原点であり、真に平和を求め、平和を裏付ける憲法第九条を守り抜くことを願って歩き続け、今年の六月一〇日で四八四回を迎えた。特に二月は、行進開始満四〇年という区切りの時であり、まさに「継続は力なり」を、自ら噛みしめつつの行進であつた。

この一年を顧みるとき、残念ながら、私たちの代表委員であり、長年私たちの平和運動の先頭に立って下さった溝口正氏が五月一〇日に逝去されたことを記さねばならない。この逝去の報は、私たちには大きな衝撃であり、言葉に尽くせない痛手ではあるが、これを乗り越え、同氏の遺志を継いで前進したいと願うものである。

平和行進参加は、月平均一七〇八名。最も多かったのは六月と十一月の二三名であつた。個人やご夫妻や家族で参加して下さる方など様々であるが、皆平和への熱い思いがあるからこそで、心からの感謝と敬意を表したい。

また、事情があつて行進には参加できないが、集会には参加して下さる方や、会費や宣伝力―に関するカンパにに応じて下さる方々も背後におられることをも忘れてはならないことである。

私たちの訴えは、今の時代の人々のみならず、次の世代の人々に「戦争をしない・できない平和憲法を残すか、それとも憲法を変えて戦争をする国を残すのか？」という選択の問いかけに尽きるところである。

私たちは、武装なき世界平和を保証し、作り出す憲法第九条を高々と掲げ、日本のすべての人々と全世界の人々とが手を取り合つて、真の世界平和を実現しよう。と、道行く人々等に今後も呼びかけて行きたいと思う。その思いで、平和行進を継続すると共に、幾つかの集会を他団体と共催して開催した（詳細は経過報告参照）。

このように、講演会・映画上映・街頭宣伝などを通して憲法九条を守り抜く努力を重ねた。その他、浜松市や自衛隊北基地に対して航空祭の中止などの交渉を行い、また、政教分離の原則に立って、浜松市主催の八月一五日・戦没者追悼平和祈念式に、静霊奉賛会の協賛を受けないように申し入れをし、さらに出前講座

で、市側との協議を行った。

二、国内情勢について

昨年九月、小泉政権が幕を下ろした後に、安倍内閣が発足した。しかし、安倍内閣は、当初から、憲法改正を掲げ、さらに「戦後レジーム(体制)からの脱却」というスローガンのもとに、結局は、戦後確立された平和と民主主義とを壊し始めた。

言い換えれば、国家統制を目論み、アメリカとの協力をますます強める中で、「美しい国」という美名のもと、誰でも持つ「愛国心」に重ね合わせ、内容的には天皇中心の日本国を立て上げようとしている。

つまり、これらの安倍首相の行動の裏には、明確に米国に前面協力するという姿勢があり、言うなれば米国の「押しつけ」による言動と言わざるを得ない。

また一方、憲法改正が出来ないことを想定してか、憲法改正をしなくても、武力行使ができるようにするために、従来は、内閣法制局の見解では憲法違反と判断していた集団的自衛権の解釈変更を行おうとして有識者懇談会を設置した(○七年六月)。

このように、憲法改正を様々な角度から考え、何が何でも合法的に武力を持つとうとするのが、現在の安倍政権であると言わざるを得ない。

このままで行けば、当然ながら、イラク戦争のような武力行使にも追従することとなり、まさに合法的に戦力を持ち、戦争に荷担する道へと進みゆくこととなるほかはない。

上記のような安倍政権が、さらに行ったことは、①教育基本法の改悪。

現憲法に立ち、平和と人権が守られる中で、「ひとり一人の子どものため」に重点をおいた教育がなされてきたのに、「国家のための教育」へ、即ち、教育への国家介入が始まり、国のために死ねるような教育が始められる道が整ったと言っても良い。

②「防衛庁」から「防衛省」への昇格
これも、安倍首相が、合法的に戦争ができるようにするための大いなる準備の一つである。

そして、この二つは、○六年一二月一五日に、同日可決されている。

③国民投票法案可決(○七年五月一四日)。これこそ、安倍首相が一番待ち望んだ法案成立である。

しかし、この法案には一八項目の付帯条件が付けられているように、見切り発車的な、審議不十分の

ものであり、なりふり構わぬ安倍首相の姿勢が明らかになっていく。

・ いずれにせよ、憲法改正の道は誠に残念ながら整えられてきた。あとに残されている道は、まずは夏の参議院選挙であり、護憲勢力の奮起を願い精一杯の応援をしようではないか！

三、具体的な活動方針

(一) 日本国憲法を改悪から守るため、あらゆる知恵を出し合い、最善の方法と努力を行う。

① 「憲法」は、権力を抑制し、個人の人權・自由・權利を政府に守らせるトリデであることを訴え、市民により自覚を促す。

② 日本は「天皇中心の神の国」ではなく、「国民中心の民の国」である。即ち、「君が代」ではなく、「民が代」であるが故に、国民主権を堅持する運動を強化する。

③ 講演会、決議、抗議文、署名、ビラ配り、交渉など、臨機応変に対応する。

④ 「二・一一」「五・三」「六・一八」「八・一五」等、「浜松・憲法九条の会」や「愛・平和の会」をはじめ他の市民団体と協力して行う。

⑤ 改憲に関するあらゆる策謀を見張る。

(二) 平和遺族会をはじめ、その他の市民団体とも協力し、基地撤去等を目指して「平和都市・浜松」の実現に努力する。5 頁に続く

5 頁より

(三) 安倍首相、石原都知事らの靖国神社参拝に抗議し、政教分離、信教の自由の原則に基づいて行動するよう強く要請し、靖国神社、護国神社、静霊奉賛会の問題も継続してたたかう。

(四) 憲法学習活動を強化し、平和行進等の準備のために毎月一回役員会を開催する。

(五) 会員増加は急務である。いっそう努力する。

(六) 年末に宣伝カー維持のためのカンパ活動を行う。

「溝口 正先生との出会い」

私たちの大きな導き手であった溝口先生が逝去された。昨年一二月の「浜松・憲法九条の会結成二周年集会」や、今年の「二・一一集会」を休まれたとなると、あまり良くないのかな、と考えざるを得なかった。

先生とのお交わりは、もう三七年前に遡る。神学校を卒業する前年の一九六九年、戦後最大の悪法

と言われた「靖国神社国家護持法案」国会に提出された。

その翌年に卒業し、袋井教会に赴任した。国会に提出された政治的なことは、バリバリするつもりはなかったが、憲法のこと、この問題は、自分たちの信仰に関わることであるから、最低のことはしないと後で後悔するようになり、